

飛 政 第 5 4 5 号
令和6年3月27日

飛驒市議会議長 井端 浩二 様

飛驒市長 都竹 淳也

市政に関する要望について（回答）

令和5年10月18日付け飛議第380号で要望のあった件について、別紙
のとおり回答します。

1. LED防犯灯の交換について

- ① LEDからLEDへの取替補助ができるよう補助要件を拡充すること。

【総務部】

LED灯からLED灯への取替を補助対象とするよう関係例規を改正するとともに、当該措置に伴い必要となる予算を令和6年度当初予算で措置しました。

2. スクールバスの修繕及び更新について

- ① スクールバス運行業務受託者への適切な維持管理を強化すること。

【教育委員会事務局】

清掃・洗車、運行前後の点検といった車両の維持管理を確実に実施するよう運行業務受託者に対する指導を徹底してまいります。また、受託者から毎月報告される車両点検報告を基に、より綿密に連携して車両の長寿命化を図ってまいります。

- ② 計画的に修繕するための予算確保と、車両更新計画を見直すこと。

【教育委員会事務局】

車両修繕に要する予算を令和6年度当初予算で確保し、必要に応じて修繕等を実施します。また、令和5年度において、スクールバス車両更新計画の見直しを行いましたので、今後は当該計画に基づきつつ、長寿命化を図り状況を見極めながら車両更新を行います。なお、令和6年度はスクールバス古川1号車の更新を行うよう予算措置しました。

3. 鳥獣被害への継続した対策について

- ① 鳥獣被害対策の補助制度を継続及び強化すること。

【農林部】

個人の農地に対しては野生動物侵入防止施設補助金（市補助）、集落全体を囲う柵については鳥獣被害防止総合対策補助金（県補助）を活用し、個人及び集落への支援を引き続き実施するとともに、令和5年度から開設した鳥獣被害対策相談窓口「鳥獣対策サポートセンター」を継続します。なお、電気柵等

の新規設置に併せて設置する防草シートも補助対象とするほか、集落で整備した恒久柵が、自然災害や獣害等により破損した場合に必要な費用への補助制度を創設します。また、令和5年度においてクマ出没が相次いだことを受け、クマを誘引するおそれのある果樹等の伐採に対する支援について、令和6年度限定で補助率を拡大するなど、鳥獣害対策補助制度の拡充を図ります。

4. 集落周辺里山林整備の促進及び森林所有者の調査について

① 集落周辺里山林整備を促進強化すること。

【農林部】

令和5年度に生活環境の維持・保全に資する森林管理について有識者を交えた「飛騨市生活環境保全のための森林整備検討会」を設置し、林縁部の立木管理の基本的な考え方を定めたガイドラインを作成しました。令和6年度以降は当ガイドラインに基づき、従来の市が主体となった緩衝帯（バッファゾーン）整備等の森林整備から、集落等が主体となって実施する事業を市が支援を行う手法へと改め、集落等の実情に応じた森林整備を推進してまいります。

② 森林所有者の調査と森林の適正な管理・支援すること。

【農林部】

令和6年4月1日から森林の土地の相続登記が義務化されるため、広報紙等を通じ制度や手続きについての周知を行います。また、地籍調査による境界面定については、令和4年度から実施しているリモートセンシングデータを活用した机上での境界確認を今後も推進し、作業の効率化と進捗率の向上を目指すとともに、森林所有者が境界をスマートフォン等の地図アプリで容易に確認できる仕組みを新たに導入するなど、森林の適正管理を進めてまいります。

5. 行政区をはじめとするボランティアの草刈り作業の支援の拡充について

① 地域のボランティア活動として行われてきた道路の草刈り作業への支援を拡充すること。

【基盤整備部】

県が実施する「ぎふロード・プレーヤー制度」の市版（除草）を継続して実施します。県の制度と同様に3人以上の団体（自治会含む）が行う除草作業時

に必要となる軍手、ゴミ袋、草刈機燃料などの消耗品の現品支給、ボランティア活動保険（傷害・損害）加入を行うとともに、市独自の支援として草刈機・飛び石防止ネットの無償貸与、草刈作業の省力化を図るために使用する重機等の貸借料支援なども行います。また、令和6年度からは除草剤についても新たに支給対象とすることで、支援を拡充します。

② 高所や比較的長い法面の除草・灌木除去作業の外部委託費を拡充すること。

【基盤整備部】

従来どおり、高所の支障木や灌木除去については、交通安全上支障があるものは道路管理者が所有者の了解を得て除去しており、その他、交通安全上支障のない危険木については、倒木・危険木の伐採・撤去にかかる補助金制度を活用し所有者自らが除去するようお願いしています。また、降雪等により冬期発生する支障木については、予測が困難であることからその都度除去等の処理を行っています。今後も必要となる予算を確保し、随時対応してまいります。

6. 国県道の非常時における迂回路整備や防災対策強化について

① 国県道の雨量規制等に伴う通行規制による、迂回路危険箇所の早期整備。

【基盤整備部】

災害時の迂回路となる市道については、必要性・重要度等から優先順位を定め、順次予算措置のうえ整備を進めてまいります。また、国県道についても、管理主体である国または県の関係機関に対し要望してまいります。

② 国県道の防災対策強化の要望。

【基盤整備部】

これまでも継続して実施している道路整備に係る国県への要望に併せて、防災対策強化についてもお願いしてまいります。